

「宇都宮市行政経営基本方針（第6次行政改革大綱）」（素案）に関する
パブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 令和2年1月17日（金）～2月7日（金）

(2) 意見の応募者数 14人（意見数29件）

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数	0人	9人	5人	0人	14人

2 意見の対応状況

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	0件
B	意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの	2件
C	計画の参考とするもの	2件
D	計画に盛り込まないもの	2件
E	その他、要望・意見等	23件
計		29件

3 意見の概要と市の考え方

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
(1) 全体的事項			
1	E	今後、資源が限られてくる中であっても、公・共・私の連携等により、持続可能な公共サービスを提供し続けていくという方向性は、多くの人から理解が得られるものであると考える。	—
2	B	民間も含めて人材不足が深刻化していくことが見込まれ、さらに「共」の領域においては、数少ない担い手に疲弊も見られることなども踏まえると、ボランティア性の高い分野においては、行政から過度な期待や負担を求めないよう、連携の取組を進めていくとよいものとする。	今後の行政経営・行政改革においては、公共的活動を支える担い手の確保とその連携が重要であると考えますことから、基本方針の方向性の一つに、多様な連携による「時代に対応した公共的サービス基盤の構築」を位置付け、その基礎となる相互の信頼関係の向上や効果的な支援等に取り組むこととしたところであり、その推進に努めてまいります。

A：意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの / B：意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの
 C：計画の参考とするもの / D：計画に盛り込まないもの / E：その他、要望・意見等

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
3	E	「公・共・私」の表現がわかりにくく、行政が行うべきこととまちづくり活動の区分があいまいとなり、活性化にはつながらないと思われるため、まちづくり活動や市民の位置付けを明確にしてほしい。	今回の基本方針は、今後の行政経営・行政改革に係る総合的で共通的な考え方を議論し、基本的な方針として取りまとめたところであります。 基本方針に基づく取組につきましては、今後、「行政経営アクションプラン」として取りまとめるとともに、広報紙やホームページを通じてわかりやすくお伝えできるよう、努めてまいります。
(2) 第1章「策定の趣旨」			
4	D	2「宇都宮市を取り巻く環境変化」のうち、(3)「公共の担い手の変化」の記載のある表「外部委託の実施状況(実績)」については、民間委託だけでなく、指定管理者制度も含めた導入状況を併記してほしい。	御意見の表は、民間活力の活用の広がりイメージしやすい、代表的な事例として外部委託の実施状況を掲示しております。 なお、出典となる総務省調査の結果については、御意見の指定管理者制度の導入状況も含め、市ホームページで公開しております。
(3) 第3章「目指すべき方向性と重点的な取組」			
5	B	方向性②「持続可能な行政経営基盤の確立」で用いられている「アウトソーシング」や「公共施設の適正管理」について、現行の「行革プラン」で用いている「民間委託の拡大」との関連がわかるような表現とし、第1回行政改革大綱策定懇談会における「ただ「絞る」ばかりでない行政改革」や「今後は改めて「人」が持つ力や価値に焦点が当たっていく」などの発言を反映した表現も加えてほしい。	今回の基本方針においては、行政改革大綱策定懇談会の御意見も踏まえ、従来の民間委託ばかりでなく、幅広く多様な公民の連携に取り組むことを掲げており、基本目標において、多様な担い手が、それぞれの力や価値を最大限に発揮し合うことで市民生活を支えていくことを表しています。
6	C	方向性③「時代に対応した公共的サービス基盤の構築」のうち、「民間との対話の場づくり」における「民間」の意味するものわかりにくいため、「民間活動や民間事業者」としてほしい。 また、行政改革において用いる「連携」という表現には、行政からの一方的なイメージを受けるが、平等の対話の機会を設けることが良策に繋がると思われる。(ほか1件)	今回の基本方針においては、民間事業者やまちづくり活動団体など、行政以外の主体を広く「民間」と記載しているところ です。 また、公民の連携につきましては、それぞれの取組にふさわしい手法で効果的に進めてまいります。

A：意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの / B：意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの
 C：計画の参考とするもの / D：計画に盛り込まないもの / E：その他、要望・意見等

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
7	E	重点取組②「先進技術の利活用」について、文化資料の保存・活用の観点から、「デジタルアーカイブの推進」の取組を加えてほしい。	御意見をいただいた「デジタルアーカイブ」につきましては、資料の保存・活用において効果的な技術であると認識しておりますことから、今後の施策・事業の参考にしてまいります。
(4) 第4章「基本方針の推進に向けて」			
8	D	基本方針の「推進体制」として、行政経営懇談会に加えて、専門家を交えた「指定管理実施総合評価」を実施し、その結果を公表してほしい。	行政経営懇談会は、基本方針全般に係る意見をいただくために設置しようとする機関であり、「指定管理実施総合評価」につきましては、その他の御要望・御意見として承ります。
(5) その他個別の施策・事業について			
9	E	公共の図書館に指定管理者制度はそぐわないので、導入しないでほしい。 (ほか10件)	「公の施設」の管理運営につきましては、施設の特性等を十分に踏まえながら、それぞれにふさわしい管理手法を選択しているところであり、南・河内図書館におきましては、公民のノウハウを活用することで、適正な管理運営を確保しつつ、利用者サービスの向上等を図るため、指定管理者制度を活用しているところです。
10	E	今後策定する「行政経営アクションプラン」において、中央・東・上河内図書館については、今後もカウンターも含めた基本的な運営の直営を堅持した上で、効果的・効率的な管理運営を確立する方針としてほしい。 国会議員で構成する「活字文化議員連盟・公共図書館プロジェクト」においても「指定管理者制度の最大の問題は、専門的な知識を有する人材や図書館運営のノウハウが根づかないことであり、図書館のリテラシーが低下する」などの意見をまとめており、宇都宮市の図書館への指定管理者制度導入においても同様の問題がある。 (ほか2件)	「公の施設」の管理運営につきましては、施設の特性等を十分に踏まえながら、それぞれにふさわしい管理手法を選択しているところであり、南・河内図書館におきましては、公民のノウハウを活用することで、適正な管理運営を確保しつつ、利用者サービスの向上等を図るため、指定管理者制度を活用しているところです。 なお、「行政経営アクションプラン」につきましては、基本方針に基づき、今後、ふさわしい取組を位置付けてまいります。

A：意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの / B：意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの
 C：計画の参考とするもの / D：計画に盛り込まないもの / E：その他、要望・意見等

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1 1	E	<p>これまで、指定管理者制度を導入している南・河内図書館における管理運営上の問題を指摘した要望書や陳情が、市に提出されており、制度導入が効果的であったか、職員の育成が図られているかなど、直営との比較も行いながら、図書館の専門家を交えた「総合評価」を行う必要がある。</p> <p>(ほか2件)</p>	<p>指定管理者制度導入施設におきましては、基本協定や業務仕様書に基づく業務水準を確保するため、市と指定管理者双方による日常的なモニタリングに加え、利用者アンケートや市による管理運営評価などを実施しているところです。</p>
1 2	E	<p>業務の一部に指定管理者制度を導入している南図書館では、市職員と指定管理者、更にそれぞれに正規雇用・非正規雇用の職員がおり、連携がスムーズでないように感じる。</p>	<p>南図書館におきましては、毎日の朝礼や毎月の定例ミーティング等を通じて情報の共有を行うなど、市と指定管理者の円滑な連携を図っているところであり、今後ともその徹底に努めてまいります。</p>
1 3	E	<p>河内図書館には、市職員の司書が常駐しておらず、他館と平等の扱いがされていない状況にあるため、市職員の司書の常駐は必要である。</p> <p>(ほか1件)</p>	<p>河内図書館におきましては、専門性の高い業務の支援を市立図書館（中央館）が行うなど、公民それぞれのノウハウを発揮しながら、館の運営を行うことで、利用者満足度も高く、適正な管理運営が確保されているものと認識しております。</p>